

参考3 施設内療養計算シート Q&A

Q1 医療機関との連携確保について、居住系（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等）のように入所者個人単位でかかりつけ医を持つ場合は、施設としての連携医療機関を持たなくても、当該要件を満たすとしてよいか。

A1 入所者により、対応する医療機関が異なっても良いが、全入所者についてそれぞれ対応する医療機関を確保する必要がある。

Q2 医療機関との連携確保について、嘱託医との契約のみをもって要件を満たすとしてよいか。

A2 施設の入所者に新型コロナの感染者が発生した際に、嘱託医が以下の3点に対応することとなっているのであれば、要件を満たすこととしてよい。

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療含む）
- ・入院の要否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）

Q3 入院調整に対応する医療機関の確保を要件としているが、当該医療機関が入院を受け入れる必要があるのか。

A3 「入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）」と記載のとおり、当該医療機関が入院を受け入れる必要があるという趣旨ではなく、当該医療機関がそれ以外の医療機関との入院調整を行う意思があることが確認できていれば、要件を満たすこととしてよい。

Q4 医療機関との連携確保について3つの要件（施設からの電話等による相談への対応、施設への往診（オンライン診療含む）、入院の要否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む））について、1つの医療機関で全てを満たす必要があるか。

A4 それぞれ別の医療機関で対応する場合も要件を満たすこととしてよい。なお、その際の医療機関名ついて、主な医療機関をひとつ記入することで差し支えない。

Q5 「※住民接種により対応する場合においては、入所者への接種勧奨及び接種状況の把握を行っている場合に限り、△を選択してください。」とあるが、「△」でも、補助金の「要件を満たす」としてよいか。

A5 満たすことになる。